

## 文教厚生委員長報告

令和2年2月定例会（3月17日）

文教厚生委員長報告をいたします。

今定例会において文教厚生委員会に付託されました議案のうち、既に3月9日に報告いたしましたものを除く議案の審査結果等について報告いたします。

本委員会に付託されました議案は、「令和2年度島根県一般会計予算」など予算案9件、「貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例」など条例案9件であります。

これらの議案について、執行部に説明を求め、慎重に審査いたしました結果、いずれの議案も全会一致をもって、原案どおり可決すべきとの審査結果でありました。

次に、議案の審査過程における執行部からの説明、委員からの質疑、意見等のうち主なものについて報告いたします。

第2号議案「令和2年度島根県一般会計予算」についてであります。

教育委員会所管の『ふるさと人づくり推進事業』について、委員から、地域力を高めるため公民館活動を活発化させ、社会教育をアピールしていくべきではないかとの意見があり、執行部からは、人づくりにおける社会教育の重要性を市町村でも改めて認識してもらい、この事業を通じて県も一緒になって取り組んでいきたいとの回答がありました。

次に、病院局所管の第16号議案「令和2年度島根県病院事業会計予算」では、委員から、病院局全体で経費縮減対策を積極的に行っているにも関わらず、人事委員会勧告に基づく毎年の給与改定により増えた人件費が、効果を減少させているのではないかと。抜本的な経営改善のためには、病院局職員の給与について、人事委員会勧告に基づき、必ずしも給与改定をする必要はないのではないかととの質問があり、執行部からは、出向職員の給与等に差が生じるなど、難しい課題も多く、法人化なども含めた検討が必要なため、早期の解決は難しいとの回答がありました。

次に、請願の審査結果について報告いたします。

このたび新規に提出された請願第10号は、現行の少人数学級制度の継続を求めるものであります。本請願については、『子ども・子育て支援施策の考え方』について、本委員会は「了」とする決定をしたことから、本請願については、全会一致を持って不採択とすべきとの審査結果でありました。

次に、報告事項など所管事項調査における質疑、意見等のうち主なものについて申し上げます。

まず、健康福祉部所管事項についてであります。

執行部から報告のありました「令和元年度ひきこもり等に関する実態調査結果と今後の対策について」では、委員から、相談窓口の利用周知も重要であるが、行政側からひきこもりされている家庭へ働きかけていくようなことも必要ではないかとの質問があり、執行部からは、各家庭には様々な事情があり、積極的な働きかけは問題を複雑化させてしまうこともあるため、まずはご家族の方に支援内容を知っていただき、相談窓口を利用させていただき取り組みを進め、その上で、家族を含む支援や長く寄り添う支援等、市町村と連携して行っていく考えであるとの回答がありました。

次に、教育委員会所管事項についてであります。

執行部から報告のありました「新型コロナウイルス感染症に関する県教育委員会の取組状況」については、委員から、休業している市町村立学校の児童・生徒の受けられなかった授業の補充について、例えばホームページやケーブルテレビを活用するなどして、家庭学習の支援の検討が必要と考えるが、どのように対応するのかとの質問があり、執行部からは、未履修の授業状況もしっかり把握し、4月以降での補充なども含め、市町村教育委員会に対し、必要な支援をしていくとの回答がありました。

委員からは、保護者は未履修授業の補充がどのようにされるのか心配しているので、補充の方針を早期に情報発信すべきではないかとの意見がありました。

最後に、島根創生を推進するためのスクラップ・アンド・ビルドのうち『子ども・子育て支援施策の考え方』に関する本委員会の調査結果について報告いたします。

県では今後、毎年度約20億円の収支不足が見込まれる一方で、島根創生の実現のため、人口減少対策に関する様々な施策の導入や拡充を検討、その財源を捻出すべく、事務事業の見直しに取り組み、令和元年11月定例会において、「放課後児童クラブの充実」、「子ども医療費助成の拡充」、「少人数学級編制・スクールサポート事業の見直し」並びに「小中学校の学校司書等配置事業の見直し」により3億円の財源を捻出する『子ども・子育て支援施策の考え方』が示されました。

当委員会では、令和元年11月22日以降、計6回にわたり、この『子ども・子育て支援施策の考え方』について調査し、議論を重ねてまいりました。

まず、11月定例会中の11月22日及び12月10日に開催いたしました本委員会においては、執行部から11月22日時点での各事業の拡充や見直しの考え方について、次のとおり説明を受けました。

『放課後児童クラブの充実』については、利用時間延長、待機児童対策、放課後児童支援員の確保等に取り組み、安心して子育てしながら仕事を両立できる環境を整える。

『子ども医療費助成の拡充』については、現行のしまね結婚・子育て市町村交付金を拡充し、小学6年生までの子ども医療費を助成し、子育て世帯の経済的負担を軽減する。

『少人数学級編制・スクールサポート事業の見直し』については、たたき台として、国の基準より少人数の学級編制を維持しながらも、1学級当たりの児童生徒数の基準の見直しを行い、その見直しにより縮減した人件費の一部とスクールサポート事業を財源として、基準見直しによる影響緩和や個別課題に対応するための教員配置の充実を図る。

『小中学校の学校司書等配置事業の見直し』については、たたき台として、現行の交付金制度を見直し、学校図書館を活用し、児童生徒一人一人に寄り添い学びをサポートする島根型のモデル事業を構築する。

これらの説明を受け、質疑等を行ったところ、『少人数学級編制の見直し』について、委員からは、「学校現場の反応はどうか」、「保護者から不安の声がある。子ども達はどのような影響を受けるのか」、「住民の生活を預かっている市町村長はどのように考えているのか」との質問や「学校現場の声を丁寧に聞いて、加配について検討して欲しい」、「教員のモチベーションの低下、業務量の増加への不安、負担感の増などを考えると、人員の減は最小限に抑えて欲しい」、「市町村の意見をしっかりと聞き、また、県の状況を市町村に説明し理解してもらうことが大変重要であるので、しっかりやってほしい」との要望があり、執行部からは、「各市町村の教育長からは、少人数学級編制は非常に学校現場での効果があり、ぜひとも継続して欲しいとの意見があった」、「今後も市町村教育委員会等の意見を引き続き伺う。また、子ども達への影響については、分析、整理し、検討に生かしたい」、「市町村へは今後直接出向き、ご意見を伺う予定である」との回答がありました。

また、『放課後児童クラブの充実』については、委員からは、「児童クラブ利用の児童数はどのくらい増える見込なのか」、「支援員の確保及び施設の整備ができるのか」との質問があり、執行部からは、「子どもの数自体は減りつつあるが、保育所入所希望者は増えていく状況が続く見通しである」、「現場に出向き相談させていただきながら、また、市町村とも話し合いの場を持ちながら検討していきたい」との回答がありました。

『学校司書等配置事業の見直し』については、委員からは、「理念としては非常に良くできているが、現場としては、ハードルが高いという意見を持たれるのではないか」との意見がありました。

次に、令和2年1月10日開催の本委員会においては、執行部から、少人数学級編制の効果検証、市町村への説明の状況及び、寄せられた意見について、次のとおり報告がありました。

県教委による少人数学級編制の効果検証については、教員からの定性的な評価は高いものであるが、一方で1学級当たりの児童生徒数と学力、いじめの認知件数、不登校の状況との相関については、明確な相関が認められず、定量的に評価することは困難であるとの検証報告でありました。また、『少人数学級編制』について市町村等から寄せられた意見としては、教育環境の質の確保に懸念が示されたほか、見直し方針については理解ができるとしても学校現場への影響緩和を求めるとのことでした。

『学校司書等配置事業』については、学校図書館の基本サービスの低下等への懸念の声があった一方で、現在の司書の取り組みへの評価に感謝する意見もあったとのことでした。

委員からは、少人数学級編制の見直しについて、「加配するとされる40人の算定根拠や配置基準を示してほしい」等の意見がありました。

また、放課後児童クラブの充実について、執行部からは、市町村長との意見交換の状況について報告があり、委員からは、「放課後児童クラブの実施主体である市町村の取り組みが進むように、県から施策導入に向けた具体案を示してほしい」との意見がありました。

次に、令和2年1月23日開催の本委員会において、1月10日の委員会で寄せられました委員からの意見等に対する説明や4市の市長との意見交換の状況について、執行部から報告がありました。

『少人数学級編制の見直し』については、教員加配の考え方について、児童生徒支援、教科指導方法工夫改善、人材育成の3つの課題に対して加配する案が示されました。また、少人数学級編制に関する国等での分析状況について説明があり、県教委としては効果を定量的に評価することは困難であるとの見解を改めて示されました。

『放課後児童クラブの充実』については、開所時間延長や待機児童解消のための受け皿拡充に必要な経費への助成事業や、支援員等確保対策のための資格取得研修拡充、児童クラブを巡回して指導・助言を行うスーパーバイザー配置等の施策の検討状況が示されました。

委員からは、放課後児童クラブの充実について、「現在の利用時間でようやく確保できている放課後児童支援員が、利用時間を延長すると確保ができなくなる」との声が多くある」等の意見があり、執行部からは、「時間延長は各児童クラブにおける人員体制が整ってからの実施が基本である。そこで働く人の勤務時間や働き方を含めた運営の見直し等については、今後も現場や市町村の状況を聞きながら個々に対応

できるよう検討したい」との回答がありました。

2月定例会の冒頭、施政方針の中で知事より『子ども・子育て支援施策の考え方』について、議会として意見を求められました。

令和2年2月19日に開催いたしました本委員会において、執行部から、『子ども・子育て支援施策の考え方』について、当初の「たたき台」を見直し、「最終案」として、次のとおり説明がありました。

『少人数学級編制・スクールサポート事業の見直し』については、市町村教育委員会や学校現場からの意見を踏まえ、いわゆる『小1プロブレム』への特別な配慮から、30人の現行基準を維持する。また、スクールサポート事業の後継的な措置として、小学1年、2年、中学1年を対象に、児童の実態や学校の状況に応じて、あえて学級分割を行わない場合は、常勤換算で1名の教員の配置ができるようにする。

その結果、財源捻出額は3億円から2.5億円に縮小することになり、予算全体で調整していただくこととなった。

『学校司書等配置事業の見直し』については、新事業名を『学校司書等による学びのサポート事業』に改め、学校図書館を拠点とした、子ども達一人一人に寄り添う業務を担う、島根県独自の学びのサポーターの養成、配置を支援する事業とする。

『子ども医療費助成の拡充』については、未実施であった2市との調整の結果、理解が得られたことから、実施時期を令和3年10月から同年4月に前倒しする。

これらの説明を受け、質疑等を行ったところ、複数の委員から、「たたき台」を見直したことについて、執行部の努力を評価する、最終案を了としたいとの意見等がありました。

次に、令和2年3月10日に開催しました本委員会においては、委員から、教育も含めた「子どもの居場所づくり」は学校だけでなく、保護者や地域も一体となって、今一度考えていく必要があるのではないか。県は市町村の状況を見極めながら、しっかり支援をしていく必要があるのではないかとの意見のほか、これまでの議論を踏まえた意見が複数ありました。

その後、今回知事から意見を求められた『子ども・子育て支援施策の考え方』について、本委員会としての結論を出すため、挙手による採決を行った結果、全会一致により、了とすることを決定いたしました。

最後に、この度の『子ども・子育て支援施策の考え方』についての審査・調査をとおして議論を重ねた文教厚生委員会一同として、「人口減少に打ち勝ち、笑顔で暮らせる島根」を築いていくため、次の点を知事及び執行部に要望するものであります。

1. 少人数学級編制等の見直しに伴う教員の加配については、市町村教育委員会の意見を踏まえ、学校現場の課題解決のための加配とすること。
2. 市町村教育委員会と連携しながら、教職員の働き方改革に取り組み、現場で働く教職員の負担軽減に一層努めること。
3. 学校図書館や放課後児童クラブが、子どもたちにとって勉強しやすい、また過ごしやすい環境となるよう、現状把握に努め、市町村としっかり連携して取り組むこと。
4. 少人数学級編制や子ども医療費助成、放課後児童クラブに対する支援策等について、国に所要の対策を講じるよう強く要望していくこと。

以上、文教厚生委員会における審査の概要及び調査の結果を申し述べ、委員長報告といたします。